

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第22号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第1、議案第22号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） おはようございます。

議案第22号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

1ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入1款町税1項町民税補正額457万3,000円は、個人町民税の滞納繰越分の収納見込みによる増であります。2項固定資産税補正額687万8,000円は、滞納繰越分の収納見込みによる増額であります。3項軽自動車税補正額150万3,000円の減額は、収納収入見込みによるものであります。

9款地方交付税1項地方交付税補正額19億6,610万1,000円は、普通交付税の留保分の計上、被災児童生徒スクールバス運行費用等による特別交付税の増額、瓦れき処理費及び応急災害復旧費等の地方債からの振りかえによる災害復興特別交付税の増額であります。

12款使用料及び手数料1項使用料補正額4,112万3,000円の減額は、津波で被災した町営住宅及び定住促進住宅使用料等によるものであります。2項手数料補正額758万2,000円は、廃棄物処理手数料の増額であります。

13款国庫支出金1項国庫負担金補正額556万8,000円の減額は、公共土木施設災害復旧費負担金等によるものであります。2項国庫補助金補正額19億5,562万4,000円の減額は、瓦れき等の災害廃棄物処理事業費補助金等によるものであります。

14款県支出金1項県負担金補正額1,835万2,000円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金及び国土調査事業負担金の確定によるものであります。2項県補助金補正額5億3,288万7,000円の増額は、国の第3次補正による共同利用漁船等復旧支援対策事業

補助金等の水産関係の補助金であります。3項委託金補正額1億6,513万5,000円は、パソコンを学校に配備し、モデル事業として授業や防災に利用する教育防災情報通信端末整備事業委託金等であります。

15款財産収入1項財産運用収入補正額3,000円は、ふるさとづくり基金預金利子であります。

2ページをお開きください。

16款寄附金1項寄附金補正額1億4,910万5,000円は、ふるさと納税及び大槌復興寄附金等であります。

17款繰入金2項基金繰入金補正額4億3,324万6,000円は、合同慰霊祭費用や被災者支援事業等に充当するふるさとづくり基金繰入金及び災害公営住宅調査設計業務等の復興事業に充当する東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

19款諸収入4項雑入補正額4億1,706万5,000円は、消防団殉職者特別賞じゅつ金等あります。

20款町債1項町債補正額25億8,153万8,000円の減額は、国の第3次補正により瓦れき処理に係る災害対策債、災害復旧事業債及び市町村行政機能応急復旧事業債等が災害復興特別交付税へ移行したことによるものであります。

3ページをお開きください。

歳出1款議会費1項議会費補正額923万6,000円の減額は、議員報酬及び共済費等によるものであります。

2款総務費1項総務管理費補正額6億4,577万1,000円は、財政調整基金、大槌復興寄附金、東日本大震災復興交付金基金積立金及び教育防災情報通信端末整備業務委託料等あります。4項選挙費補正額176万9,000円の減額は、農業委員会委員選挙が震災により翌年度へ延期になったことによるものであります。6項監査委員会費補正額20万2,000円の減額は、臨時職員賃金等の減額によるものであります。

3款民生費1項社会福祉費補正額348万5,000円の減額は、共同仮設住宅等の被災者支援業務委託料及び重度心身障害者医療給付等によるものであります。2項児童福祉費補正額1,206万8,000円の減額は、乳幼児・妊産婦医療給付費等の扶助費の減額によるものであります。

4款衛生費1項保健衛生費補正額2億19万4,000円は、災害による水道使用料減免に対する上水道会計負担金及び大槌町斎場建設基金積立金等あります。2項清掃費補正

額23億2,130万6,000円の減額は、沢山地区瓦れき集積場整備工事及び瓦れき等の災害廃棄物処理業務委託料の減額によるものであります。

5 款労働費 1 項労働諸費補正額7,674万5,000円の減額は、緊急雇用創出事業による臨時職員賃金及び委託料等の減額であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費補正額1,220万6,000円の減額は、国土調査事業費の減額によるものであります。3 項水産業費補正額 4 億8,251万7,000円は、国の第3次補正による共同利用漁船等復旧支援対策事業補助金等であります。災害復旧費の減額に伴い漁業集落排水処理事業特別会計への繰出金は大きく減額となっております。

4 ページをお開きください。

7 款商工費 1 項商工費補正額 1 億594万7,000円の減額は、大槌町企業立地促進補助金、仮設事務所等施設整備工事費及び木造住宅建設促進補助金等の減額によるものであります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費補正額1,555万6,000円の減額は、街灯維持管理費及び側溝改修工事費等の減額によるものです。4 項都市計画費補正額 4 億8,691万4,000円の減額は、災害復旧費の減額に伴い、下水道事業特別会計への繰出金の減額によるものであります。5 項住宅費補正額1,290万8,000円の減額は、定住促進住宅に係る修復工事費及び基金積立金の減額によるものであります。

9 款消防費 1 項消防費補正額 7 億5,520万9,000円は、釜石消防署建設に係る釜石大槌地区行政事務組合負担金及び消防団等公務災害賞じゅつ金等であります。

10 款教育費 1 項教育総務費補正額5,000円は、奨学資金貸付基金寄附金繰出金であります。フォートブラッグ市との生徒交換交流事業補助金は減額しております。3 項中学校費補正額800万円の減額は、大槌中学校スクールバス更新を予定しておりましたが、スクールバスについては他方面からの支援により減額するものであります。5 項保健体育費補正額370万8,000円の減額は、大槌ふれあい運動公園芝生維持管理業務委託料等の減額によるものであります。

11 款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費補正額4,854万5,000円は、筋山線のほか道路災害復旧工事費及び小釜線災害復旧工事に係る県代行工事負担金等であります。

12 款防災費 1 項防災費補正額1,667万6,000円は、公営企業金融機構から借り入れている水道事業への一般会計出資債を借りかえるための元金償還金であります。

5 ページをお開きください。

第2表繰越明許費、災害復旧費及び水産業関係の補助金等翌年度に及ぶもの9件の繰越明許費であります。表の項目を順序に読み上げます。

2款総務費1項総務管理費、大槌町総合通信基盤災害復旧事業2億7,989万8,000円。

2款総務費1項総務管理費、教育防災情報通信端末整備事業1億7,500万円。

3款民生費1項社会福祉費、福祉灯油助成事業475万5,000円。

6款農林水産業費3項水産業費、養殖用種苗供給事業552万7,000円。

6款農林水産業費3項水産業費、共同利用漁船等復旧支援対策事業13億5,605万7,000円。

6款農林水産業費3項水産業費、水産業経営基盤復旧支援事業1億9,892万7,000円。

7款商工費1項商工費、中小企業被災資産修繕事業200万円。

8款土木費2項道路橋梁費、花輪田寺野線災害防除事業800万円。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業4億482万4,000円。

6ページをお開きください。

第3表地方債補正追加。今回の追加については、震災で被災した公営企業に係る地方債の借りかえであり、公営企業金融機構から借り入れているものが対象となります。現在の低金利に借りかえることで利息の低減を図るものです。表を読み上げます。

起債の目的、被災施設借換債。限度額1,650万円。起債の方法、証券借り入れまたは証券発行。利率、年5%以内（ただし利率見直し方式で借り入れる場合、利息の見直しを行った後においては当該見直しの後の利率）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件による、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利率に借りかえることができる。

7ページをお開きください。

引き続きまして、第3表地方債補正、変更であります。

花輪田寺野線災害防除事業及び臨時財政対策債については確定による調整であり、その他24件につきましては大槌町地域活性化基金事業等の事業実施できなかったもの、災害対策事業及び災害復旧事業等の災害復興特別交付税へ移行するものが減額となっております。

なお、補正前、補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません

ので、読み上げは省略させていただきます。

起債の目的、大槌町地域活性化基金事業、補正前5,500万円、補正後ゼロ円。

災害対策事業、補正前6億8,160万円、補正後ゼロ円。

大槌地区広域漁港整備事業、補正前300万円、補正後ゼロ円。

大槌漁港水産物供給基盤機能保全事業、補正前50万円、補正後ゼロ円。

小型動力ポンプ付積載車購入事業、補正前800万円、補正後ゼロ円。

スクールバス購入事業、補正前550万円、補正後ゼロ円。

現年発生補助農林施設災害復旧事業、補正前640万円、補正後ゼロ円。

災害廃棄物処理事業、補正前260万円、補正後ゼロ円。

公共土木施設災害復旧事業、補正前1億3,430万円、補正後ゼロ円。

公共下水道施設災害復旧事業、補正前7億9,880万円、補正後ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

漁業集落排水処理施設災害復旧事業、補正前2億4,260万円、補正後ゼロ円。

道路啓開復旧事業、補正前980万円、補正後ゼロ円。

消防防災施設災害復旧事業、補正前3,760万円、補正後ゼロ円。

防災行政無線災害復旧事業、補正前1億円、補正後ゼロ円。

仮設屯所施設災害復旧事業、補正前570万円、補正後ゼロ円。

消防団消防無線災害復旧事業、補正前210万円、補正後ゼロ円。

仮設住宅防火水槽整備事業、補正前1,260万円、補正後ゼロ円。

消防団防災服等整備事業、補正前180万円、補正後ゼロ円。

共同利用漁船等復旧支援事業、補正前1億5,000万円、補正後ゼロ円。

さけ・ます生産施設復旧支援事業、補正前800万円、補正後ゼロ円。

水産業共同利用施設復旧支援事業、補正前3,190万円、補正後ゼロ円。

小中学校仮設校舎整備事業、補正前9,890万円、補正後ゼロ円。

市町村行政機能応急復旧事業、補正前1億5,660万円、補正後ゼロ円。

水道施設災害復旧事業、補正前1,110万円、補正後ゼロ円。

花輪田寺野線災害防除事業、補正前280万円、補正後320万円。

臨時財政対策債、補正前3億220万2,000円、補正後2億6,815万5,000円。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、第 2 表繰越明許費。進行します。

6 ページ、第 3 表地方債補正、追加。進行します。

7 ページ、変更。進行します。

8 ページ。（「進行」の声あり）進行します。

11 ページ、歳入 1 款町税 1 項町民税。

2 項固定資産税。

3 項軽自動車税。（「進行」の声あり）

9 款地方交付税 1 項地方交付税。進行します。

12 款使用料及び手数料 1 項使用料。進行します。

12 ページ、2 項手数料。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行します。

2 項国庫補助金。進行します。

14 款県支出金 1 項県負担金。進行します。

13 ページ、2 項県補助金。

3 項委託金。進行します。

14 ページ、15 款財産収入 1 項財産運用収入。

16 款寄附金 1 項寄附金。

17 款繰入金 2 項基金繰入金。

19 款諸収入 1 項雑入。

20 款町債 1 項町債。進行します。

16 ページ、歳出 1 款議会費 1 項議会費。

2 款総務費 1 項総務管理費。進行します。

17 ページ。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） せっかくの補正が出たのに何も聞かないというわけにいかないから。18の東日本大震災交付金という基金ということで、簡単にお伺いしたいんですが、全員協議会あるいは議会の中でも、いろいろな今の仮設住宅に関する土地借上料の問題が出てきまして、高い、安い、貸す方は高い方がいいし、借りる方は安い方がいい。一つの県の仕事と言え仕事になりますけれども、それは6月以降の仮設住宅の話でありまして、当時の3月11日、この大震災がそれこそ発生したときには避難所という避難所に町民の多くが避難したわけでありまして。その中で、公園、学校だとか公民館、集会所、

そういうのは町のものだから別にお金を払わなくてもよいということになっておりますけども、ただ、法人といってもいろいろありますけども、宗教法人あるいは特殊法人等に、何という名目だか、使用料というんだか、経費というんだかわからないけども、そういう場合も、これは国から出るものでありますけども、払っておりますけども、その中に、避難民でない、いとこ、親戚、さまざまな関係で、津波に流されない人たちが、内陸と言え失礼ですが、高台の人たちが、いとこ、親戚を集めて何カ月間も生活を援助したという、そういうさまざまな事例もございます。実際的にある程度の物資はもらった、米もらった、それはあるかもしれませんが、そういう人たちにも、土地借上料さまざまそれはそれだけでも、例えば、なくても何かしらのそういう10人も15人も二月も三月もそれこそ生活してもらったという事例があるわけですけども、何かしらのそういう手当てはないのかどうか、その辺のどこをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 各家庭の方に多くの方々が避難をしているという事実はございます。そういうことで、いろいろと費用がかかったということで、何らかの補助、何か出せないだろうかという電話は何件かございます。私たちとすれば、なかなかその辺が把握できない、全体像が把握できないという状況ありますから、公平性を保つためということもありますので、その部分では補助は今のところありませんということでお答えをしております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 法律的に何もなければどうしようもないけども、ある程度の宗教法人、福祉法人とか、そういうところにはそういった、どのぐらいの金額だか私は聞かないし、聞く必要もないと思っているけども、そういうのを出している限りは、できるものならばそういう考え方もあってもよかったのではないかなと。そういう法人は法人なりにさまざまな物資が来るから、それなりに例えば請求書が来て、例えば100万円つても100万円出さなくても、さまざまな物資が来てた、じゃ30万にまけてけるとか、そういうことはそれはあったと思うけども、そういう家庭にもさまざまなそういう犠牲になって、いとこ、親戚だから当たり前だってばそれで終わりますけども、そういう気持ちも私は町の方でも何かしらあってもよかったのではないかなと。そんなにそんなにこんなのは言えることでもないから、そういう気持ちもどこかの片隅には、そういう人たちも大槌町内にはいるんだよということを役場そのものも覚えておいてもらいたいと、

そういうことでございます。町長、何か答弁は。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 災害の記憶を風化させない取り組みの中で、後世にそういったときの対応について、今後参考にさせていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。

6 項監査委員費。

18ページ、3 款民生費。東梅康悦君。

○6 番（東梅康悦君） 民生費の中の扶助費の福祉灯油の関係をちょっと教えてください。

まず、来年度の繰越明許ということで、なってますね。本来であれば、今すごく寒くて、そしてまた灯油の高い状況であります。本当であれば、日数は少ないんですけど、年度内に支給してもらえば助かったのかなと思います。そこで、福祉灯油の事業内容を教えていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） ご指摘のとおりだと思います。これは県の方の2月補正によりまして、急遽検討したものであります。今回、町の方といたしましても配布したいということで対応させていただいております。大槌町につきましては、過去の経緯を申し上げますと、平成19年度に福祉灯油という事業を1年だけさせていただいておりますが、考え方につきましては、非常に灯油が急騰したという時期でございまして、県におきましては続いて平成20年度も福祉灯油の助成事業、実施をいたしました。当町におきましては、あくまでも灯油の急騰の対応ということでございまして、唯一実施をしなかったという経緯がございます。

今回につきましては、灯油の考え方、庁内でもございまして、灯油の価格の状況を見ますと現在確かに上がってきておりますが、1,700円の後半ぐらいのところになりまして、当時の2,000円をはるかに超えるような額にはなってございません。ただ、今回、県の方の事業といたしまして、沿岸12市町村に限りまして特別な被災地ということで、それはちょっと優良企業が贈られますので、町といたしましてもこれに対応して実施をさせていただきたいと思っているものでございます。対象につきましては、高齢者だけの世帯、これは単身の方、高齢者同居の世帯あると思いますし、あと障害者の世帯、それからあとはひとり親の世帯、この方々を対象といたしまして、あと非課税世帯ということで、対応したいということで考えてございます。基準額につきましては、1世帯当

たり5,000円ということで、県の補助の基準と合わせた形で実施をしたいと思っております。何分にも県の方の2月補正ということでございまして、今回急に町の方といたしましても対応することにいたしましたので、議決をいただきましてから3月までの短い期間の中では対象者の方の選定ですとか、ご案内ですとか、そういうところを含ますと、どうしても3月中の支給は難しいということでございますので、一定期間、きちんとした形で事業の周知も図らなければならないと考えておりますので、繰越明許という形で対応させていただいているところでございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 今の東梅議員の関連ということなんですけども、1人世帯の下の例の、前のとき、生活的な支援を受けてるという方も今回のこれには入ってますか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 大変失礼をいたしました。いわゆる生活保護を受けられている世帯も今回対象にしております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） じゃ部長、今回の、前も私、質問したんですけども、生活保護という名目と、それから支援金、義援金入った場合の生活保護を離れた世帯は対象にならないんですか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 今現在、生活保護を受けられていない方につきましては対象とはなりません。

○議長（阿部六平君） 2項児童福祉費。進行します。

19ページ、4款衛生費1項保健衛生費。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 環境衛生費のところ、大槌町斎場建設基金積立金2億円の補正ですけれども、町民が何年もの悲願であったわけです。今回この震災を受けてからの積み立てですけれども、本当に町民も喜ぶと思います。そこで聞きたいのは、どこの場所を予定にして、どのぐらいの規模というのかな、それを考えて積み立てを行ったか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 斎場建設につきましては、震災により積み立てを23年度できなかったということがありまして、その23年度にその状況が変わりまして、予算的に積

立を受けるという状況になりまして、今回補正でこの積立金は計上してございます。

予定地としまして、以前は今回の大槌消防署の予定地というお話がある場所でしたので、今回はその違う場所を検討しながら、近隣市町村の状況なり動向を確認しながら、これから検討してその場所を決定したいと思います。（「規模は」の声あり）

規模は、今現在、町二体の対応できるものにしてますので、今回は一応二体の対応できるように予定しています。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。

20ページ、2項清掃費。小松則明君。

○7番（小松則明君） この県の施設解体業務委託でなってますけども、この県というのは病院を指すのでしょうか。それのお答えをお願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 病院と、その隣にある宿舎、あとそれから埋め立て地の水産技術センター、あとそれから吉里吉里のトイレ、あずまや、あとは大槌漁港のトイレ、あずまやになります。

○議長（阿部六平君） 5款労働費1項労働諸費。

21ページ、6款農林水産業費1項農業費。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 国調の関係でお聞きします。

まず減額ですけど、今まで震災前は計画的に国土調査事業を行ってました。今聞きたいことは、産業振興課の中に職員が何名か聞かれてました。今後の職員配置はどうなるのか、それに伴って国土調査の事業というのがおのずと決まってくると思いますので、まず職員体制及び事業の見通しですか、今後の、当分やるのかやらないのかも含めて、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 23年度におきましては、22年度から継続して長井地区の国土調査予定してございましたが、今回の震災に伴いまして23年度事業は一たん中断いたしまして、職員については震災の方の復興の事業の方に従事させております。24年度につきましては、今の状況、市街地の今後土地業務関係が出てまいりますので、そちらについてはそちらの方の担当の課と協議しながら事業実施について検討していく形になっております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） さっきは長井地区がまず震災前は行われてたと。その長井地区の後、やらなければいけない面積等を考えた場合、通常どおりやっていった場合の年数というのは、まずかなりかかるものなんですか。それとも、もう少しで終わるといふのであれば、やはり区切りつけてあげた方が地区のためにもいいと思うんです。だから、そこら辺の今後のやるとしたら期間的なものを踏まえた中で、中途半端で事業を実施するというのも、やはり地区の方々にとってはまずいろいろ早く決めてもらいたいというのが地区の方々の望みでしょうから、そこら辺のことでお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 事業についてはまだまだ今後継続させなければいけない面積がございます。ただ、長井地区については、21年度、22年度に実施した国土調査、今後登記等の関係、事後処理の事務がございまして、それにつきましては24年度は継続して行う予定でございます。ただ、今回の震災に伴って、特に市街地の国土利用、土地利用についてが今の状況であれば優先されますので、それにつきましては土地の利用担当の方と、土地利用対策担当課の方と協議してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 3項水産業費。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） ちょっと理解できないというか、わからないので、単純なことですが、お聞きしたいと思います。

水産業振興費全般について、ご存じのとおり、新大槌漁協に行って、内外からもいろいろと注目されてるわけですね。どのように進んでいるのかなというので、水産関係者等がいろいろ注目されてると思うんですが、それで、一番右側、説明の中では大分減額してますね。町債の補助だとか、これよかったなと思って見てますが、あと、6億9,786万9,000円ですか、この使途というのかな、というのは、きのう実は漁協の新組合の組合長さんと、あと旧理事の方とちょうど3人お見えになって、いろいろ説明を受けました。それで、何か現在組合員を何か180人前後で、旧組合の人たちもこの結果を見守ってるというような、今までどのぐらいの組合員があったんですかと言ったら、大体四、五百人と。新しい方に加盟した組合員が多く見て180ぐらいですか。他の組合の人たちは、新組合に加入しないけれども従来の仕事をやってるわけですね。ちょっといろいろ考えさんだよ。その辺が、加盟しないでいる組合員の人たちも、あるいは条件がよければ新しい組合に加入するとか、心理的にね。それで、この前の新聞紙上でもはっきりと国の補助の条件が出されたわけですが、9分の7、市場だとか製氷関係あるいは孵化

場の問題だとか、結局簡単に言えば、町で要するに経営権を、何ですかね、握るというのかな、であれば国が補助を出してやるというような趣旨なんでしょう。そういうこと等を考えると、なかなか理解できないんですよね。この金額だって、6億9,000なのかな、とりあえずこれどこへ使おうとしてんの、そこから。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 今回の補正の増額の大きなものは、22ページの上段にございます共同利用漁船等復旧支援対策事業、水産業経営基盤復旧支援事業補助金、これは漁船漁業の今回の2次補正、3次補正に伴って、漁船漁業の追加分が決められたということと、それから定置、今現在、沖の島の定置を確保してございますが、野島の定置についても今回補助の申請が可能だということでの新規でございます。これについては新漁協の方に直接これは新漁協を通しての漁船漁業、定置についてもそれぞれ交付されるものでございますので、今回の製氷と市場と孵化場の事業とは切り離れたものになってございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） やっぱり私らは議員だから聞かれる立場にあるわけですよね。その辺をはっきりと理解しておかないと答えられないから、そうすると今問題になってる経営権の問題とは全く関係ないと。この額は新漁協に向けるわけですね。じゃまず今のところはわかりました。

ついでにもう1点、それで、今まで何十年もやってきた組合員の人たち、何百人いるわけですよ。この間の議会運営委員会で町長は並立という言葉を使ったんだよね、並立という、新しい組合と古い組合が並立。これもまた何だか、結局もっと詳しく突っ込んで、漁業権も今いろいろなっているでしょう、組合員の資格を得る、与えられることは。そういうこと等から考えていくと、何かこう早まって行政は動いたらだめだと私は思うんですよ。ある程度の結果というか、見通しの上に立ってやってかないと、泥沼に入るというのかな、悪いけども。例えば10人とか15人雇用するといっても、ご存じのとおりわかるでしょう、人件費。あるいは事故等があったり、最終的に責任はどこへ行くかという経営主体に来るわけですよ。だから、180人もない新組合員の周りには公然と操業やってる旧組合員がいると。そういう現実の中で、実態の中で、どのように町が対応していったらいいかなんていうのは、これは大変なことだと思うんですよね。議会の中でもまだ意見まとまってません、いろんな考えの議員さんたちがいるから。それで、つ

いでの言えば、期限が今月いっぱい云々という話も出てくるんですが、そういうのは全く私は関係ないと思うの。それは一方的な国なり県の考え方であって、そういうことを明確にしない限り、ちょっとこう何ていうかな、慎重にしてやっていただきたいというのをお願いして、やめます。どうもありがとうございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。

22ページ、7款商工費1項商工費。

8款土木費2項道路橋梁費。進行します。

23ページ、4項都市計画費。

5項住宅費。

9款消防費1項消防費。進行します。

24ページ、10款教育費1項教育総務費。

3項中学校費。

5項保健体育費。小松則明君。

○7番（小松則明君） 保健体育費の体育施設ということで、あそこのふれあい運動公園というもののの中の野球場、この間一周忌の慰霊祭に行ってきました。今度片づけられて、まずあそこのところにとりあえず住宅を建てる前に使えるようにするという事の中で、あそこのところ本年度中に緊急を要するいろんなものもあると思うんですけども、どのように直すのか、どこまで直すかということがあれば聞いておきたいと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 健君） おっしゃるとおり、慰霊祭の関係でテントを張ってます。そのテントが片づけられた後に、総務の方と今相談をしているんですが、その跡地を整地をするということと、それから仮設校舎の校庭も駐車場に使ってた関係がありますので、そこも整地をするということの今準備をしています。今の段階では整地をするところまでの協議をしているという段階です。その後は一般に通常どおり貸し出しができるかどうかも含めてまた検討する必要があると思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今のところで関連で質問させていただきます。

使えるようにということなんですけれども、通常の例えば、あそこは一応とりあえずは、とりあえずというか、球場ですので、ピッチャーマウンドとかというのもちゃんと

整備したりとかする予定なんではないですか。それから、今現在、トイレは使えるみたいですが、中の水道等使えるようになってきているのかの部分も聞きたいですし、できれば、私は前回の一般質問の中でもお願いしましたけども、できれば最後まで、要は学校施設が新たなところに移って、そういうスポーツ施設ができた段階での取り壊しをお願いしているつもりでしたので、できればここ数年、何年になるか別として考えられるので、やはり前のように芝生とかという直し方もできないものか、その辺お願いします。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 健君） お尋ねのことに関しては、既に計画にのっております公営住宅の建設の用地というふうになります。その公営住宅がどういう計画になるかというのがまだ見えておらない段階ですので、果たして今議員おっしゃるように経費をかけて元の状態に戻すということを選択するのがいいのか、はたまた公営住宅が3カ月後、6カ月後に工事が始まるという見込みが仮に出たとするならば、そこまでの整備する費用というものをかけた方がいいのかという問題も当然発生すると思います。ですから、その辺も含めて今後の進捗等絡んだ上で検討する必要があるかと思っております。もちろん今回減額にありますように、本来であれば芝生の維持管理ということをきちんとなければ本当の意味での貸し出しということにならないかと思えますし、さらに現状を見ておわかりのとおり自衛隊の車両がかなり入ったということで、芝生じゃない部分が相当踏み固められていると思います。ですから、そこをレベルをとる、本当にフラットにするとかいうことも専門の業者をお願いする必要があると聞いておりますので、今申し上げましたように、今後どう進捗するかを見た上で、経費をかけて住民の方々に供用の方をするのがいいかということも含めて検討する必要があるかと思っております。

それから、あと水道のことに关しましても、しばらく消防の方々があそこで待機所みたいな形で使ってきたということがあります。今、最終的な、先ほどの野崎議員からちようどお話がありましたように、避難所の後始末ということも含めて、それから施設の改修ということも含めての調整をしておりますので、その水が出るかどうか、私まだ現場の水の蛇口ひねっておりませんので、いずれ確認をした上で、供用できる状況が来た場合には当然水が使えるようにはしたいと考えてます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 関連します。それで、子供たち一日一日成長してくから、本当に時間がもったいないというのかな、きのうの卒業式、子供たちの変わりぐあい見てて、

ああと思って感動しましたけれども、そういう意味を込めて、こういう震災時だから町の計画も将来住宅地にするとか、そのとおりだと思います。ただ、実際こう見るとサッカー場がああいう仮設校舎になってるし、野球場もいろんなで使用されてるわけですから、きのうに関連するんですが、何とか山田線と河川堤防の間、計画では、イメージでは盛り土になってないんですよ。遊水池だからこうしたと思うんですけども、何とかしてここを、そうだな、面積にすると2ヘクタールぐらいでいいから、サッカー場の倍ぐらいだと野球とサッカーでもいろいろ使えますから、盛り土して、簡単に、排水も何も要らないから、そういう広場を急いで確保してもらいたいと思うの。そうすれば野球場だって、仮設校舎は4、5年使うんでしょう、あそこ。野球場の活用なんかも自由にできるわけですから、それもあと中学校の校庭もあるんですよ。その辺も含めて何とか急いで広場を確保していただきたいなと思いますけれども、課長。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 健君） 議員もご指摘のとおり、子供たちにそういう運動場を供用、使わせるという状況をつくってあげる必要は当然あるかと思えます。そのことは教育委員会内部でも教育長も含めて、そういう機会、場を提供する必要があるという認識には立っております。しかし、現在進めています土地利用計画の関係で、どこにどういうふうに、今おっしゃったように盛り土をすとか、どこにどういうふうに産業を配置するか、施設を配置するというのを今後詰めていく必要があるかと思えますので、その方針が固まった上で改めてその辺を具体的にどうするかということは検討する必要があると理解しています。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 今の後藤議員の引き続きということで、考えは同じです。言い方を私は少し変えていきます。

まず、その球場は将来住宅地になりますよと。あそこをきれいにすとか芝生とかという点で、あその構造どうなってるのかという中身、排水管とかいろんな排水施設まで入ってます。そうすると、かなりのものがかかると。じゃそれをかけてまで、住宅地にはそれが必要ですか。必要じゃないんです。ということは、そこまでお金をかける必要だったら早目に住宅地にしましょう、それが住民の意向の本当ですよ。だからそのために、子供たちも大事ですからということで、今の線路からそっち側の方が緑地運動公園という指摘のマニュアル、図面的になってます。だから、その用地を早く整地

をするという意味です。盛り土も必要などころもあると思いますけども、整地をしてその場をつくってほしいと。それが将来整地した場合、将来のものでも何かに使えますということで、その計画を早く進めれば両方に利益を持たせるという意味で後藤議員も言ってるし、私も言ってることでありまして、どうでしょう、進めることでお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 健君） 議員おっしゃるとおりだと思います。先ほど申しましたように、今後どういうふうにその場所に配置をするかということの計画ができた段階で、いきなり100%完全な施設をつくるということには当然ならないかと思っておりますので、できるだけ速やかに使えるような状況というのは当然考えていく必要があるかと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） いや、もう金かけないんです。土も金かかるけども、排水とか、そんなの要らない、山にすればいいから。それと、ついでに、プレハブもいっぱい購入することになったわけですから、あれも少し三つ四つも確保しておいて、子供たちの更衣室も必要ですから、実際に。そういうことで、何とか金かけない形で、復興局長さん、よろしく。盛り土まででいいから、ならすだけでいいですから、お願いしたいと思っております。以上です。

○議長（阿部六平君） 進行します。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費。

25ページ、12款公債費1項公債費。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第22号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 0 0 分

○

再 開

午前 1 1 時 1 0 分

○議長（阿部六平君） 再開します。

○

日程第 2 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第 2、議案第 23 号平成 23 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 議案第 23 号平成 23 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

お手元の議案第 23 号の 1 ページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入 1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税であります。補正額 1,171 万 3,000 円の増額は、一般・退職ともに滞納繰越分の納付額の増額によるものであります。次に、4 款国庫支出金 1 項国庫負担金であります。4,356 万 7,000 円の減額は被保険者数の減少に伴うもので、療養給付費負担金が 3,577 万 3,000 円の減額となっております。次に、2 項国庫補助金であります。1,665 万 5,000 円の減額は、普通調整交付金 4,101 万 1,000 円、災害臨時特例交付金 2,026 万 9,000 円の減額が主な内容であります。

次に、5 款県支出金 1 項県負担金であります。22 万 2,000 円の減額は特定健康診査受診者の減少に伴う特定健康診査等負担金の減額によるものであります。

次に、7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金であります。3,578 万 4,000 円の増額は高額療養費の割合が高かったことによるものであります。

次に、11 款繰入金 1 項他会計繰入金であります。4,273 万 6,000 円の増額は一般会計への法定内繰入額であります。

2 ページにまいりまして、歳出 1 款総務費 1 項総務管理費であります。6 万 1,000 円の増額は国保連合会負担金の増額によるものであります。

次に、2 款保険給付費 1 項療養諸費の 2,502 万 5,000 円の増額並びに 2 項高額療養費 341 万円の増額は、10 割負担の医療費の支払いによるものでございます。次に、4 項出

産育児諸費であります、168万円の増額は出産件数の増加によるものであります。

次に、7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金であります、175万4,000円の減額は高額療養費の割合の伸び並びに被保険者数の減少によるもので、款全体としては減額となっております。

次に、11款諸支出金1項償還金及び還付加算金であります、136万7,000円の増額は震災による減免対象者に対する国保税還付金の増額によるものであります。

以上、平成23年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出補正予算総額2,970万9,000円を計上しているところであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入1款国民保険税1項国民保険税。

4款国庫支出金1項国庫負担金。

6 ページ、2項国庫補助金。

5款県支出金1項県負担金。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金。

11款繰入金1項他会計繰入金。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 今度のそのうち予算委員会があるから、ここで聞いておかなくていいけども、それこそ震災前は非常に幾らぐらいからの基金もたまってたと言えは何だけど、いただいてたんだけど、今度のこういう災害の後でその辺のところはどのようになっているのか、その辺のところをお聞きします。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 基金につきましては、現在2億円の積み立てとなっておりますけれども、これについても震災関係、まず24年も引き続きあると思いますので、あと一部負担もあると思いますが、あとは補正対応でと思っています。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） それこそ医療免除といいますか、そういうことが3月だ、今度は、あるいは9月に入った、そういうふうに延びてくるわけですけども、それによって次のそれが終わった後の国保税をそれこそ町民にお願いするときには大変な私は事態が来ると思ってます、そのうちね。今は何とかそういうことで乗り切ってるけども、仕事があった、ない、さまざまな固定資産、人間も少なくなる、町民も少なくなった、それでさ

まざまなことを、今までにない国保の上がったらいんだから下がったらいんだか、わけのわからない我々の想像もつかないような事態も起きる可能性もあると思いますので、今後、何でも税金はそうだけれども、きのうはこうだってでさまざまな税金が、交付税が来るから何とかやりくりしているけども、そういうのにしかり、国保税にしかり、これがいつの日か途切れたときに、どのようにやっていけるんだか。そういうことが危惧されますけども、国保税の将来、将来と言えればあれだけども、例えば2年後、3年後の見通し的な考え方は何か持っていますか。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 国保の問題ですが、野崎議員がおっしゃる、全くそのとおりです。23年度はこのような状況で国が100%対応していただきましたし、来年度については先ほど町民課長が申しあげましたように財調を取り崩すという形の中で何とかいける。ただ、その後の問題については確かにそのとおりで、もろもろの制度的なところで考えて、国保税で賄うという形の中にあるわけですので、現在の税率で不足すれば当然じゃ税率を上げてということになりますが、ただ、このような状況の中で町民にこれ以上の負担を強いるということについては、これは恐らく現実的ではないだろうと私は思っています。そういう意味では、国がその後についてどういう制度を考えてくれるのか、その辺については東電を通じたり、県を通じたりして国には要望しています。ですが、今のところはまだ先は見えてこないという状況です。

それから、もう一つは、若干おくれぎみもあるのですが、岩手県一つにした保険者という形の方向性で国ではいますので、その辺、そこへ行きますとまた別な形で出てくるかなというふうに考えてますが、いずれそこに至るまでの間というか、今のような現状の中で、所得もなく、固定資産目のようにゼロに近い評価になってますから、これを税率を上げるといったらとんでもない話で、100%の税率にしても間に合わない、そういう状況になろうと思いますが、それは当然国に何とか対応していただきたいという形で今いろんな場で要望をできております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 今、副町長もそういう話しされましたけど、私ももともと後期高齢者に、岩手県なら岩手県は一つ広域で国保もやるべきではないかと主張してんだけど、隣の山田が安い、釜石が高い、どっちが高い、それと同じ、大槌町は高いとか、そういうことが言われないようにできるもんなら、こういう機会に私は広域という、岩

手県の後期高齢者並みのそういう国保税のあり方も私はあってもいいかなと。国が何かそういうふうに通じてる今お話しされましたが、そういうふうにも私にも実際的には望んでいます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 国保税なんですけど、これから勉強していかなければいけないんですけど、その中で私いつも思っていることがあります。国保税の中の固定資産税割、固定資産税も取られて、なおかつ国保税の中でも固定資産税の部分が出てくると。何かこうダブルに取られているような気がして仕方ないんですね。これは先ほども言うとおりの、その自治体の財政状況によってそこら辺はいろいろ税率なり、固定資産税の取り扱い等も変わってくると思うんですけど、やはり町内の中でも、町民の中でも、納税者の中でも、そういう不満というか、不思議に思っている方々が結構おられますよ。そこら辺のまず、なぜ、二重課税と言えども変ですけど、そういう仕組みなのか。大槌町はその固定資産税の部分は、税収が足りなくなるような話になるんですけど、その部分は削除してもいいような、そういうふうな論点はないのか、考え方として私は二重課税でおかしいのかなと思うんですけど。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） その問題もやはりいろいろと論議はされてきています。ただ、それに、では収入に応じた、社会保険は当然給料に応じたという形で、だから国保もそういう意味では収入だけに応じた課税という形が望ましいというか、協会の方でそういうところありますけどね。ただ、さっきも私申し上げましたように、不足分は税で賄うという形ですから、どっちにしようか、総額の税収は確保しなきゃならないという一つの問題があります。その中で、地域、こういう地域の方にしますと、やはり固定資産税というか、固定資産を持つて人にはそれなりの担税力があるということも含めた形で、そしてまた収入だけに同じ額を確保するということになることもこれもまた大変な負担になるという形の中で、今までずっと固定資産税割、所得割という形になってきております、現実問題とすれば。だから、これを直ちに所得だけに課税するというところについての町民全体の何ていいますか、負担感というか、そこら辺についてもじっくりと考えていかないと、一概にその方がいい、所得だけに課税する方がいいというようなわけにはいかないのかなと。今までの課税の歴史というのがありますので、その辺は今後の検討というか、検討したからすぐなるものではないという気がしますが、いずれこれは東梅議員

のおっしゃることも十分承知で現状になっているということをご理解いただきたいと
思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 検討していただくということでもいいと思います。現実的に、固定
資産、田んぼとか今放棄、耕作できなくて、土地はあってもそこから収入ができない、
そういう実態が結構多くなってきておりますので、その辺やはり現状を、今、時代の様
子を見ながら課税方法等を検討するべきだと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 関連して、前にも私、議員になりがけにお願いしたことがあるん
ですけど、全国各地一般的な考え方で資産割とか所得割、その資産割、都会であればわ
かるんです。田舎の資産割って全然金にならない資産なんですよ。特に山林なん
か一銭の金にもならないでしょう。大槌町には資産割というのは合わないんじゃないか
なと思います、金にならない資産だから。そういうことで、東梅議員が言うように、で
きればその辺も突っ込んで検討してみたいと思います。一番簡単なのは所
得割でいった方がいいと思いますけど。以上です、お願い。

○議長（阿部六平君） 里館裕子君。

○8番（里館裕子君） 議長、ちょっとお尋ねしますが、今、国民健康保険被保険者と
しての窓口支払いのことでご質問してもよろしいでしょうか。国民健康保険税、いいで
すか。（「どうぞ」の声あり）

つい先般なんですけど、釜石県立病院に私、ほとんど病院には行かないんですけど、
ちょっと前に用事ができて行きました。診察をしまして、精算を済ませましたら、領収
書を見てたら、一番最後の右下に紹介外診療1,370円だったかな、というのがあったん
ですけれども、紹介外診療たるのはどのようなことなのか、ちょっと意味がわからない
ので、町民課の方でおわかりになればお答えいただきたいんです。というのは、紹介外
も何も、釜石県立には内科や何かがあって、大槌病院ではその科がないと、だから近隣
の一番最寄りの県立病院となるとそこ、開業医に行けばいいけど、開業医もこの状態、
壊滅状態で、ないなと思った診療科だったもので、県立病院をお伺いしました。ですか
ら、今の紹介外診療、そのことについてちょっと詳しいことがおわかりでしたらお願い
いたします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 県立釜石病院は、いわゆる高度な救急指定病院となっておりまして、診療ですと、できれば民間の開業医さんですとか、それ以外の病院に関しては初回かかっていたかきまして、その後やはり高度の総合病院ということになっております。ですので、本来的にはほかの医療機関のご紹介といいますか、地元としてとしてかかる、もしくは救急でかかるというのが原則という考え方になっております。今、確かに議員おっしゃったとおり、ほかに診療科がなくて、やむを得ずということもあるのかもしませんが、一番最初に初診でかかったときに紹介があるかないか、実は負担が違いますし、診療報酬の点数に違いが出てくる形になっております。ですので、通常であれば、ほかに医療機関がたくさんあればそちらの方にかかっていたかきまして、その後、必要があれば県立釜石病院の方にかかっていたかきましてというような考え方なんですけど、今回はたまたまやはり病院自体が被災されてるということもありまして、直接こちらの県立病院の方にかかれたということだと思いますが、その部分につきましても他の病院からの紹介がないと医療費の算定の関係の考え方、変わってまいりますので、そういうことだと思います。

○議長（阿部六平君） 里館裕子君。

○8番（里館裕子君） 今の説明を聞きましてわかりましたけど、今回の診療ではそれがちょっと今おっしゃるようなとおりにはいかない状況下にあるんですけど、それでもそれはやはり県立病院の方とすれば、この非常時の後の個人のそういう開業してるところは壊滅状態なんですよ、私は、今回行きました科はですね。ですから、何だろうかなと思ったんですけど、紹介外ということについてはわかりました。開業医の方にまず優先して、そこで専門的な治療とか云々というところは、無理な場合には県立病院を、総合病院にということで理解してよろしいわけですね。わかりました。

○議長（阿部六平君） 進行します。

歳出に入ります。

1 款総務費 1 項総務管理費。

2 款保険給付費 2 項高額療養費。（「進行」の声あり）

4 項出産育児諸費。芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 出産育児金がふえたことは本当にいいことだと思いますけども、単価のことで22年度と23年、まだ終わってないんですけども、町内の児童の出生数、おわかりなら教えていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 今ちょっと資料ありませんので、後でお答えいたします。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 子供がふえた、全体の出産数がふえたということはとても明るい話題で喜ばしいことでもありますので、かつては牛乳とかミルクの補助とか給付ありましたので、さらなる充実をお願いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金。進行します。

11款諸支支出金1項償還金及び還付加算金。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第23号平成23年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第24号 平成23年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第24号平成23年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 平成23年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）のことについて説明いたします。

1ページ目をお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入1款分担金及び負担金1項負担金補正額マイナス254万4,000円は、下水道受益者負担金の減額で、東日本大震災により受益者の特定が困難となり、徴収できなかったことによります。このことについては、今後受益者の特定を急ぎ、徴収に努めたいと思っ

ております。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料補正額マイナス6,019万7,000円は、下水道使用料の減額で、東日本大震災により9カ月分の使用料を免除したことによります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金補正額マイナス1億1,621万5,000円は、下水道整備費の委託及び工事の未実施によるものです。2 項国庫負担金補正額マイナス10億2,914万7,000円は、大槌浄化センター等下水道施設災害復旧費を平成24年度予算に組み替えたことによります。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金補正額マイナス4億8,691万4,000円は、同じく災害復旧費を平成24年度に組み替えたことによります。

8 款 1 項町債補正額プラス2億2,510万円は、従前の起債償還額を起債施設借換債に借りかえたことによります。これは利子の軽減を図ったことによります。

歳入合計は、補正額マイナス14億6,991万7,000円で16億2,525万円となります。

2 ページをお願いします。

歳出 1 款 1 項下水道管理費補正額マイナス1,972万3,000円の主なものは、東日本大震災によって大槌浄化センターが被災したことにより、処理場管理費の減によるものです。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費補正額マイナス2億2,450万3,000円の主なものは、東日本大震災によって当初実施予定の委託及び工事が未実施になったことによります。

3 款 1 項公債費補正額プラス3億3,525万1,000円の主なものは、被災施設借換債に借りかえたことによります。

5 款災害復旧費 1 項公共下水道施設災害復旧費補正額マイナス15億5,094万2,000円は、大槌浄化センター等災害復旧費を平成24年度に組み替えたことによります。

歳出の合計、補正額マイナス14億6,991万7,000円で16億2,585万円となります。

3 ページをお願いします。

第2表繰越明許費、5 款災害復旧費 1 項公共下水道施設災害復旧費、事業名、公共下水道災害復旧事業、金額8億8,457万5,000円、これは東日本大震災によって被災した公共下水道施設の平成23年度災害復旧費の一部を繰り越すものです。

4 ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正、変更です。事項、公共下水道施設災害復旧事業。補正前、期間、平成23年度から24年度、限度額19億7,400万円。補正後、期間、平成23年度から平成24年度、限度額14億8,567万4,000円。この限度額の減は、平成23年度の災害復旧工

事の進捗によるものです。

5ページをお願いします。

第4表地方債補正、追加です。起債の目的、被災施設借換債。限度額3億3,450万円。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行。利率、年5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率になります。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利息に借りかえることができる。

6ページをお願いします。

変更です。起債の目的、下水道事業。補正前、限度額2億480万円。起債の方法、利率、償還の方法については前ページの追加と同じですので、省略させていただきます。補正後、限度額9,810万円、この限度額の減額は大槌浄化センター等下水道施設災害復旧費を平成24年度予算に組み替えたことによります。

次に、起債の目的、下水道施設災害復旧事業です。補正前、限度額2,240万円、起債の方法、利率、償還の方法については同上です。補正後、限度額1,970万円、この限度額の減額は、大槌浄化センター等災害復旧費を24年度に組み替えたことによります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ、第2表繰越明許費。（「進行」の声あり）

4ページ、第3表債務負担行為補正、変更。進行します。

5ページ、第4表地方債補正、追加。

6ページ、変更。（「進行」の声あり）

9ページをお願いします。

歳入1款分担金及び負担金1項負担金。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 受益者負担金、使っても使わなくても自分の土地に下水道が通れば負担金というのは払わなければならない、それは知ってますが、ただ、この災害があって、そしてまだ使わないうちにこの災害あった。そして、だけでも実際的な負担金は払わなければならない、すれば滞納だということになるんだけど、使ったなら使ったと思うが、まるっきり使用も利用もしないうちにそういう災害があった場合、都市下水道も我々が生活しているわけだけでも、そういった関係のときはどうすればいいの

かなと、それをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実際、受益者負担金の該当する人というのは、現在すべて手作業でやっていたものなんで、相手はちょっとわかってません。ただ、ここ平成19年度まである程度の資料は積み上げてきたんですが、その後やはり新設した20年度以降、面整備したところについては不明です。それで、うちの方が業者さんの方から聞けば自分たちがどこをやったかわかるんで、そうすると受益者の対象者が特定できますので、それについては今後進めていきたいなど。しかも被災してない場合は徴収したいと。ただ、被災したところについては、やはり一括で払った人もあれば、中には5年間の分割払いした人もあると思われま。その人についても今調べている最中なんで、ただ、やはり議員も話した、面整備はされたけども実際は使ってなかった土地については、今後の土地利用、やはりその部分がかさ上げ等で区画整理するとか、それはある意味ではそのままのまだ受益者の面積に入ると思いま。ただ、山手というか、高台移転にした場合は、そのされた分、判明した場合、した場合は、そこは高台移転と今まで使ってなかったところだけ払ったというのがあれば相殺しなきゃならないなと考いま。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） わかった。わかるけども、これから低い人、下が浸水なって、うちも建てられないという、そういううちがあるわけだ。そうすれば、町の方で土地を買い上げる、高い安いは別にしても買い上げするという、なるわけだ。そうなったときに、その今までやった受益者負担金、それも買い上げてくれるかということさ、早い話が。実際払ってるわけだ。払わない人はいるかもしれないが。かつて受益者負担金って、その土地は安くても何でも買い上げてもらっただけども、そのときになったときの負担金はどうなるのかなと思いまがあっけね。坪数は小さい人もあれば、物すごく大きい人もあるだろうし、さまざまあるもんだから、その辺のところをはっきりした方向性を出してもらえれば町民の人たちも納得するんじゃないかなと思いますが、それは津波だからおら知らねというわけにいかない。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 例えば災害危険区域というか、集団移転に伴う土地の方々については、高台、例えば高台移転になる場合は先ほど申し上げましたように相殺に考えられます。ただ、町外に出たいとか別な土地利用するという方については、どう

いうふうにするかまだ国からの通達も何もないし、ただ、うまく言えませんが、土地の価値がどの程度下がるのか見定めないと今の時点では回答できません。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） ちょっとお伺いします。今この浄化センターの話が取りざたされて、今の話聞いてましたけども、今後、町全体が動いて、中に残る人は残るとしても、山間にどんどん伸びていくと。そうなった場合、例えば今、吉里吉里もやられたんだけども、漁排みたいな感じで、今の浄化センターのはすべてどんどんどんどん手足を伸ばしていくんだか、それともどこかに場所を新たに設けて漁排みたいな感じで施設を再構築する考えあるんだか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今回の被災によって、まず処理能力というのは大分違ってきました。確かに平成21年これから増設ということで始まった工事もストップして、今の施設でやっていくということ。そして、あとやはりその場所にもよりますが、下水道事業でその土地に迎えに行くか、ないしはその土地は管路延長も長くなって、いずれ建設費、維持管理費等の比較しなきゃならないんですけども、こことした例えば防集事業の高台移転、この部分だけは浄化槽タイプにすべきだとか、その比較検討によって下水道で迎えに行くか、今言った小さいプレハブ式、今の浄化センターより小型のものでおさめられるものであればそんなふうにする、それでもやはりコストが割高だとなれば、今の仮設団地にあるようなちょっと大き目の浄化槽タイプにするとかというのは今後場所場所によって検討していかなきゃならないと思ってます。

○議長（阿部六平君） 進行します。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料。（「進行」の声あり）

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金。（「進行」の声あり）

2 項国庫負担金。（「進行」の声あり）

5 款繰入金 1 項他会計繰入金。（「進行」の声あり）

8 款町債 1 項町債。（「進行」の声あり）

10 ページをお願いします。

歳出 1 款下水道管理費 1 項下水道管理費。

2 項施設管理費。進行します。

11 ページ、2 款下水道事業費 1 項下水道整備費。（「進行」の声あり）

12ページ、3款公債費1項公債費。（「進行」の声あり）

5款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第24号平成23年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11時50分

○

再 開

午後 1時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 午前に芳賀議員より質問ありましたことについて、お答えいたします。町内の児童の出生数でございますけれども、平成22年、これは105名になっております。平成23年度につきましては75名、この内訳になりますけれども、男女比になります。22年度は男59、女46、23年度につきましては、男36、女39になってます。

○

日程第4 議案第25号 平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第25号平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 議案第25号平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入1款分担金及び負担金1項分担金補正額マイナス207

万4,000円は、受益者分担金の減額で、東日本大震災により受益者の特定が困難となり、徴収できなかったことによるものです。このことについては今後受益者の特定を急ぎ、徴収に努めます。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料補正額マイナス1,515万3,000円は、下水道使用料の減額で、東日本大震災により9カ月分の使用料を免除したことによります。

3 款県支出金 1 項県補助金補正額マイナス2億3,761万円は、漁業集落排水処理施設災害復旧費を平成24年度予算に組み替えたことによります。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金補正額マイナス2億1,035万3,000円は、同じく災害復旧費を平成24年度に組み替えたことによります。

7 款 1 項町債補正額マイナス2,120万円は、同じく災害復旧費を平成24年度に組み替えたことによります。

歳入合計は、補正額マイナス4億8,639万円で1億7,651万4,000円となります。

2 ページをお願いします。

歳出です。1 款 1 項下水道管理費補正額マイナス884万3,000円の主なものは、東日本大震災により処理場が被災したことによる処理場管理費の減によるものです。

2 款漁業集落排水処理事業費 1 項漁業集落排水処理施設整備費補正額マイナス3,639万1,000円の主なものは、東日本大震災により当初実施予定の委託及び工事が未実施になったことによります。

5 款災害復旧費 1 項漁業集落排水施設災害復旧費補正額マイナス4億4,155万6,000円は、災害復旧費を平成24年度予算に組み替えたことによります。

歳出の合計は、補正額マイナス4億8,639万円で1億7,651万4,000円となります。

3 ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業。補正前、限度額4,250万円。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行。利率、年5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率になります。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利息に借りかえることができる。補正後、限度額2,390万円。この限度額の減額は、排水処理事業費の減によるものです。

次に、起債の目的、漁業集落排水処理施設災害復旧事業。補正前、限度額640万円、起債の方法及び利率及び償還の方法について同上ですので、省略させていただきます。補正後、限度額380万円、この限度額の減額は漁業集落排水処理施設災害復旧費を平成24年度予算に組み替えたことによります。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3 ページ、第2表地方債補正、変更。進行します。

4 ページ、歳入1款分担金及び負担金1項分担金。（「進行」の声あり）

2款使用料及び手数料1項使用料。（「進行」の声あり）

3款県支出金1項県補助金。（「進行」の声あり）

4款繰入金1項他会計繰入金。

7款町債1項町債。（「進行」の声あり）

7ページに行きます。

歳出1款下水道管理費1項下水道管理費。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 今度の東日本大震災によって吉里吉里地区の下水道の処理場、最終処分場が災害になっておりますけども、あそこは津波も近い、またいつ来るかわからない場所なんだけど、あその場所にそのままやっていくのだから、あるいはまたどこか高台に移転しながらやっていくのだから、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） あその処理場には各方面からの幹線管渠があそこに自然流下で集中しています。それで、その管路をまたそこに、マンホールポンプとか大型のポンプつけたり、高台に持っていった場合は必要になります。それで、現在はあそこで災害復旧、管路から処理場すべてのものについて、財務省の方に査定受けて、ほぼ100%で災害復旧していいということになってます。それで、今後、今の高台とかになりますと、今の管路の勾配等の関係等もありますので、今のところはあそこで復旧させたいと考えています。

○議長（阿部六平君） 進行します。

8 ページ、2款漁業集落排水処理事業費1項漁業集落排水処理施設整備費。

5款災害復旧費1項漁業集落排水施設災害復旧費。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第25号平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第26号 平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）
を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第26号平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算案について説明申し上げます。

お手元の議案第26号の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入3款国庫支出金2項国庫補助金であります。補正額109万4,000円の増額は、平成24年度の介護報酬の改定など制度改正に伴うシステム改修に要する経費等の増額、これが199万4,000円でございます。並びに地域包括支援センターの機能の復旧に係る経費の減額90万円によるものであります。

次に、7款繰入金1項一般会計繰入金であります。補正額29万6,000円の減額は先ほど2項国庫補助金でご説明をいたしましたシステム改修率の補助率が2分の1でございまして、残る2分の1の負担分の事業費繰入金118万2,000円の増額並びに臨時職員の人件費につきまして、緊急雇用創出事業を活用することなどによる148万7,000円の減額を前倒しするものであります。

2ページにまいりまして、歳出1款総務費1項総務管理費であります。236万3,000円の増額は制度改正に伴うシステム改修業務委託料の増額であります。次に、2項賦課徴収費であります。81万3,000円の増額は保険料徴収に係る納入通知書等の印刷製本費の増額でございます。

次に、5款介護予防支援事業費1項介護予防支援事業費であります。237万8,000円の減額は臨時職員賃金の緊急雇用創出事業の活用による一般会計への振りかえによる減

額並びに当初公用車の取得を予定し予算計上しておりましたが、国などの支援によりまして公用車使用が図られたことから取得を取りやめたことなどによる減額でございます。

以上、平成23年度大槌町介護保険特特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出補正予算総額79万8,000円を計上しているところであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入を一括審議いたします。（「進行」の声あり）

6 ページ、歳出、一括審議します。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 歳出の介護予防支援事業費、介護予防支援事業の内容をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） この支援事業費は、何と申しますか、介護保険の事業の中で地域包括支援センターの事業がございますけれども、ほかの市町村さんでは社協さんとか法人さんとかに委託する場合もございますけれども、当町の場合は直営で役場の方の職員ということで事業実施を設定しております。そこが介護支援事業のいわゆる関連法的な事業を行う、いわゆる取りまとめを行っておりますが、その分を計上しております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） その介護事業はわかるんですが、予防支援という、その予防という部分、どういう事業をされているのか教えていただければ。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 例えば、運動教室ですとか介護予防教室ですとか、あとはまた社協さんの方に事業委託して行っております配食サービスの関係ですとか、さまざま事業、介護予防の関係の事業を実施しているところでございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第26号平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第6 議案第27号 平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第27号平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第27号の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料であります。5,974万8,000円の減額は震災による被保険者数の減少並びに被災者に対する減免措置に伴う保険料の減額であります。

次に、5款繰入金1項一般会計繰入金であります。683万9,000円の減額は、被保険者数が減少し、保険基盤安定負担金が減額したことに伴う保険基盤安定繰入金の減額によるものであります。

2ページにまいりまして、歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金であります。6,658万7,000円の減額は後期高齢者医療保険料収納額の減少に伴う保険負担金の減額並びに保険基盤安定負担金の減額によるものであります。

以上、平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出補正予算総額6,658万7,000円の減額を計上しているところであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5ページ、歳入一括審議をいたします。（「進行」の声あり）

6ページ、歳出。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 聞いてもどうってことはない話なんけども、岩手県は今度の高齢者の保険料は災害ということでそのままという格好で上げなかった結果がありますけれども、もし仮に何もなくて上げたとなれば、どのぐらい、例えば何百円上がるとか、そういうことはわかりますか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） ただいまの資料でお答えしたいと思いますが、数字は具体的なものは持っては今のところございません。ただ、想定されるところでいきますと、今、議員ご指摘のとおり、全体の状況から見れば相当の額になるのではないかと思います。これにつきましては可能な範囲で情報収集させていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第27号平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第28号 平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第28号平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 議案第28号平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについての提案内容をご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入第1款水道事業収益補正予定額3,735万5,000円の増、計1億4,047万7,000円、第1項営業収益補正予定額511万2,000円の増、計1億769万4,000円。これは水道使用料の見直しによる増額です。第2項営業外収益補正予定額3,224万3,000円の増、計3,278万1,000円。東日本大震災による非常用の電源に対する一般会計からの補助金等による増額です。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「1億1,567万3,000円」を「1億1,656万1,000円」に、「7,102万円」を「7,190万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入第1款資本的収入補正予定額2億5,570万円の増、計3億1,714万8,000円。第1項企業債補正予定額2億5,570万円の増、計2億6,482万円。震災で被災した水道施設の企業債未償還残額を低利率の被災施設借換債に借りかえるもので、利子の低減を図るものであります。第2項補助金、第4項負担金、第5項工事負担金は補正がありません。

支出第1款資本的支出補正予定額2億5,658万8,000円の増、計4億3,370万9,000円。第1項建設改良費の補正はありません。第2項企業債償還金補正予定額2億5,658万8,000円の増、計3億5,170万9,000円。低利率で借り受けた被災施設借換債による企業債の償還金であります。

2ページをごらん願います。

第4条、予算第6条に定めた企業債の目的、起債の方法、利率及び償還の方法に次の表を追加し改める。

起債の目的、被災施設借換債。限度額2億5,570万円。起債の方法、利率、償還の方法は、他会計と同じでありますので省略させていただきます。

第5条、予算第10条に定めた補助金を受ける金額「100万8,000円」を「4,412万1,000円」に改める。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ、平成23年度大槌町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出。

4ページ、資本的収入及び支出。収入。支出。進行します。

5ページ、平成23年度大槌町水道事業会計資金計画。進行します。

6ページ、平成23年度大槌町水道事業予算貸借対照表、資産の部。進行します。
負債の部。（「進行」の声あり）

8ページ、資本の部。（「進行」の声あり）進行します。

9ページ、平成23年度大槌町水道事業会計予算説明書収益的収入及び支出、1款水道事業収益1項営業収益。進行します。

2項営業外収益。小松君。

○7番（小松則明君） これどこで質問したらいいかずっと見てましたけども、まず去年

度の災害が起きた場合、大槌町で大事な水というものに対して、あともう少しであその水道事業所なるものが浸水したら機械的なものの損失、それから各避難所に達するタンク車の水の供給ができないという状態の中、助かったということで大槌町の命拾いをしたという施設であります。今後、あの場所でのいいのかと、今後の話です。これが全体的な収入とかいろんなのにかかわってくると思うんですけども、あの場所もしくはまた水源を今後変える計画があるのか、そういうものについて、大きな話になりますけども、そういう考えはありますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 議員おっしゃるとおり、あと30センチで水源地が被災したということで、水道事業所では別な水源地が、2系列でやりたいと考えてますけども、ちょっと吉里吉里、浪板の方が水量が少ないということで、現段階においては現状のままということになります。ただし、財政負担を伴いますので、国、県等の動向を見ながら考えていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 10ページ、資本的収入及び支出、第1款資本的収入第1項企業債。第1款資本的支出第2項企業債償還金。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第28号平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 8 議案第 29号 平成24年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第 9 議案第 30号 平成24年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第 10 議案第 31号 平成24年度大槌町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第 11 議案第 32号 平成24年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めるこ

とについて

日程第12 議案第33号 平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算
を定めることについて

日程第13 議案第34号 平成24年度大槌町介護保険特別会計予算を定めること
について

日程第14 議案第35号 平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定め
ることについて

日程第15 議案第36号 平成24年度大槌町水道事業会計予算を定めることにつ
いて

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第29号平成24年度大槌町一般会計予算を定めること
についてから日程第15、議案第36号平成24年度大槌町水道事業会計予算を定めること
についてまで予算案8件について一括議題といたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算案8件の審査につきましては、
委員会条例第5条の規定により議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の
上審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、予算8件の審査については議員
全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会の審査が終了するまで本会議を休会といたしたい
と思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会する
ことに決定しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条
第2項の規定により年長委員の後藤高明君に臨時委員長の職務をお願いします。

本会議を休会いたします。

休 会 午後1時41分

